

真鶴町立真鶴中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月決定

平成30年4月改定

いじめ対策の基本理念

- 「いじめは、許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。
- 地域全体で子どもを見守ります。
- 学校は、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえない大切なものであることを教えます。
- 家庭は、子どもたちの規範意識を高めます。
- 学校は、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていきます。

本校のいじめ防止基本方針は、いじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた「いじめ防止対策推進法」に基づく方針です。この方針のもと、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、関係諸団体との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「解消」に適切に取り組む。

また、「いじめをしない、させない、ゆるさない」社会の醸成のために、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを推進する。

(1) いじめの未然防止

- ① いじめの未然防止のための共通理解と学校体制の確立
 - ・「いじめは決して許されない」という共通認識に立つ。
- ② 子どもとの信頼関係の確立
 - ・生徒の気持ちに寄り添い、生徒を一人の人間として尊重する。
- ③ 自分や友達のかげがえのない命・存在を大切にできる心を持ち行動ができる子どもを育てる
 - ・「真鶴子ども宣言」及び教育活動全般を通じて、「いのちを大切にできる心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育む。
- ④ いろいろな考えを受け止める心を持ち行動ができる子ども、学校生活の課題を自分たちで解決する方法を身に付けている子どもを育てる
 - ・いじめの問題について自分たちで考え、主体的に取り組む機会を設ける。
- ⑤ 保護者や地域に開かれた学校づくり
 - ・家庭や地域、関係機関と一丸となって相互に協力する関係をつくる。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめのサインを受け取るために
 - ・生徒が示す小さな変化を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、積極的に情報交換、情報の共有を行う。
- ② アンケート調査・教育相談を通じた把握
 - ・生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、生徒からの相談に真摯に対応する。

(3) いじめの早期対応

- ①教職員は、チームで組織的に対応する。
- ②いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を最後まで守り通す。
- ③暴力を伴ういじめやインターネットを通じて行われるいじめについては、特に迅速な対応をとる。



(4) いじめの解消

- ①いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導する。
- ②単に謝罪をもって安易にいじめが解消している状態と判断せず、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒を日常的に深く観察する。

(5) 家庭・関係機関・地域との連携

- ①いじめの問題をよりよく解消するために、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒、双方の保護者を支援し、家庭と連携して取り組む。
- ②いじめの内容に応じて、医療や福祉、警察等の専門機関と協力して対応する。
- ③PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で生徒たちを見守り、成長を促すことを共通理解する。



いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

① 授業づくりでよりよい集団づくり

- ・「できる、分かる、楽しい」授業の展開
- ・「言葉の力」を大切にした授業の展開
- ・UDを意識し、すべての生徒に居場所と活躍できる場面をつくる。

② 生徒たちの主体的な取り組みへの支援

- ・生徒会を中心とした、いじめ根絶への取り組みを支援する。
- ・地域の行事への参加やボランティア活動を積極的に働きかけ、地域貢献を推進する。

③ 情報モラル教育の推進

- ・授業や携帯電話教室等さまざまな場面で、インターネット特有のモラルやいじめについて生徒が考える場面を設ける。
- ・真鶴町教育委員会の「スマホ等のきまり」を活用し、家庭におけるインターネット上のいじめについての理解を求める。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・各種アンケートの活用と教育相談の充実
- ・生徒との日常的な触れ合いの充実と日記ノート等の活用
- ・家庭・関係機関・地域との連携

(3) いじめの早期解消のための取り組み

① 組織による対応と情報共有

- ・「生徒指導係会」を中核に、チームで対応する。

② いじめを受けた生徒またはその保護者への支援

- ・生徒の安全の確保・心のケア・支援・見守り体制を構築する。
- ・保護者に学校の指導・支援方針を伝え、継続して連携をとりながら解消におかかって取り組む。

③ いじめを行った生徒への指導及び集団に対する指導

- ・いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導し、いじめ行為の即時停止を図る。
- ・「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の生徒にも責任があることなどを指導し、いじめを根絶しようとする態度を行き渡らせる。

④ 経過観察と再発防止に向けた継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き保護者と連携しながらいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の経過観察を行う。
- ・いじめ事例を検証して再発防止・未然防止のために日常的な取り組みや生徒指導体制を見直し、再構築していく。

